資料１

村田町四公共事業包括的民間委託仕様書（案・抜粋）

# 第１章　一般事項

## （目的）

第１条　この仕様書は、村田町（以下「甲」という。）が委託する上水道事業、工業用水道事業、公共下水道事業及び農業集落排水事業（以下、「村田町四公共事業」という。）における包括的民間委託の履行に必要な事項を定めるものとする。

２　受託者（以下「乙」という。）は、村田町財務規則、業務委託契約書、本仕様書等関係書類に基づき業務を履行するものとする。特に定めのない項目については、宮城県業務委託標準仕様書に準ずるものとする。

３　乙は、業務の履行にあたっては、水道法、下水道法、地方公営企業法、労働基準法、労働安全衛生法、甲の例規、その他関係法令等を遵守しなければならない。

## （業務委託の名称）

第２条　業務委託の名称は、「村田町四公共事業包括的民間委託」（以下「業務委託」という。）とする。

## （用語の定義）

第３条　本仕様書における用語の定義は、以下の条例等によるものとする。

（１）村田町上水道給水条例（平成10年条例第13号、以下「上水給水条例」という。）

（２）村田町上水道給水条例施行規程（平成11年訓令第2号、以下「上水給水規程」という。）

（３）村田町水道メーターの検針事務委託に関する規程（昭和56年訓令第6号）

（４）村田町水道使用水量認定要綱（平成24年告示第17号）

（５）村田町水道料金等滞納整理事務手続要綱（平成20年告示第45号）

（６）村田町工業用水道事業給水条例（平成3年条例第8号、以下「工水給水条例」という。）

（７）村田町下水道条例（昭和63年条例第28号、以下「下水条例」という。）

（８）村田町下水道条例施行規則（平成元年規則第1号、以下「下水規則」という。）

（９）村田町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成8年条例第7号、以下「農集条例」という。）

（１０）村田町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年規則第6号、以下「農集規則」という。）

## （業務委託の範囲）

第４条　業務委託の範囲は、村田町四公共事業に係る以下の項のとおりとする。

（１）料金等賦課に関する業務（村田町四公共事業）

（２）料金等徴収に関する業務（村田町四公共事業）

（３）メーター検針に関する業務（村田町四公共事業）

（４）給水開始・休止等窓口事務に関する業務（上水道事業・工業用水道事業）

（５）排水設備開始・休止等窓口事務に関する業務（公共下水道事業・農業集落排水事業）

（６）漏水調査及び修繕に関する業務（上水道事業・工業用水道事業）

（７）施設の維持管理に関する業務（村田町四公共事業）

（８）給水装置工事に関する業務（上水道事業・工業用水道事業）

（９）排水設備工事に関する業務（公共下水道事業・農業集落排水事業）

（１０）メーター器維持管理業務（上水道事業・工業用水道事業）

（１１）水質検査に関する業務（村田町四公共事業）

（１２）施設台帳更新業務（上水道事業・公共下水道事業・農業集落排水事業）

（１３）緊急時の対応（村田町四公共事業）

２　業務内容の詳細については第13条から第50条までを参照のこと。

## （業務委託の予定件数）

第５条　業務委託の予定件数は、資料2「村田町四公共事業における業務規模の概要」、「平成29年度村田町上水道事業会計決算書及び決算統計資料」、「平成29年度村田町工業用水道事業会計決算書及び決算統計資料」、「平成29年度村田町下水道事業会計決算書及び決算統計資料」及び「平成29年度村田町農業集落委排水事業会計決算書及び決算統計資料」を参照すること。

## （履行区域及び履行場所）

第６条　業務委託の履行区域は村田町上水道事業の給水区域、工業用水道事業の給水区域、公共下水道事業の処理区域及び農業集落排水処理事業の処理区域とする。

２　乙は、本業務を履行するにあたり村田町内に営業所を設置するものとする。

３　乙は、窓口業務を行うために、お客様センター（仮称）（以下「センター」という。）を村田町役場本庁舎敷地内に開設するものとする。

４　営業所はセンターと同じ場所に設置して構わない。

## （履行期間及び準備期間）

第７条　業務委託の履行期間は、令和2年4月1日（2020年4月1日）から令和5年3月31日（2023年3月31日）とする。

２　業務委託の契約日から令和2年3月31日（2020年3月31日）までは、業務引継及び準備期間とする。

３　履行期間の内、令和2年4月1日（2020年4月1日）から令和2年9月30日（2020年9月30日）までは、前項に引き続き、業務引継ぎ期間とする。

４　乙は、準備期間中に受託業務を円滑に行うことができるよう自らの責任において準備を行い、準備に必要な経費を負担するものとする。ただし、甲が必要と認める場合は、経費の負担に関し乙と協議するものとする。

## （営業日及び営業時間）

第８条　窓口業務委託の営業日及び営業時間は、次の各項に定めるとおりとする。ただし、業務状況により甲乙協議のうえ変更することができる。

２　センターの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

（１）月曜日から金曜日までは、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、週1日は夜間窓口を午後8時00分まで開設すること。夜間窓口の開設日は協議の上決定することとする。

（２）土曜日は、午前8時30分から午前12時00分までとする。

（３）日曜及び祝祭日は休日とする。

（４）電話受付は、毎日午前8時30分から午後5時15分までとし、夜間窓口開設時は、午後8時00分までとする。

３　給水開始又は中止業務は、日曜及び祝祭日を除く月曜から土曜日まで行うものとする。ただし次に掲げる事項についてはその限りではない。

（１）３～４月は転居等に伴い、給水開始中止届が増加することから、休日等の対応を実施すること。

４　窓口業務以外の業務については、原則として乙の営業日に行うものとする。

## （業務従事者）

第９条　乙は、業務委託を履行するにあたり、業務委託に従事する者（以下「業務従事者」という。臨時に雇用した者も含む。）について、業務従事者届を甲に提出し承認を得なければならない。

また、変更が生じた場合も同様とする。

２　乙は、業務従事者について人員配置及び雇用形態の計画表を作成し甲に提出しなければならない。また、変更が生じた場合も同様とする。

３　各業務による緊急対応職員並びに、総括責任者を選任し甲に提出しなければならない。

## （現金取扱員）

第１０条　乙は、業務委託に係る現金取扱のため、業務従事者の中から現金取扱員及び現金取扱責任者を指定し甲に届け出なければならない。また、変更が生じた場合も同様とする。

## （業務委託監督者）

第１１条　甲は、業務責任者を指示監督するため、業務委託監督者を選任し乙に通知するものとする。

２　業務委託監督者は、業務の統制、連絡調整を行うこと。

## （業務工程及び業務計画書の提出）

第１２条　乙は、年度当初までに各業務内容による年間業務計画書を提出し、甲の承認を受けること。

２　業務計画書に変更があるときは、事前に甲の承認を受けること。

# 第２章　上水道事業に係る業務の内容

## （水道料金等賦課に関する業務）

第１３条　水道料金等賦課に関する業務の内容は次のとおりとする。

（１）料金システム保守業務

（２）水道料金算定業務

（３）納付書作成発行業務

（４）口座振替ＦＤ作成発送業務

（５）帳票等の発注及び管理

（６）統計資料等の作成及び報告

第2項以下は省略。意見交換会にて全文提示。

## （水道料金等徴収に関する業務）

第１４条　水道料金等徴収に関する業務の内容は次のとおりとする。

（１）口座振替業務

（２）コンビニ収納業務

（３）収納管理業務

（４）給水停止業務

第2項以下は省略。意見交換会にて全文提示。

## （メーター検針に関する業務）

第１５条　メーター検針に関する業務の内容は次のとおりとする。

（１）検針計画作成

（２）ハンディーターミナル調整業務

（３）検針確認業務

（４）異常水量確認業務

第2項以下は省略。意見交換会にて全文提示。

## （給水開始・休止等窓口事務に関する業務）

第１６条　給水開始・休止等窓口事務に関する業務の内容は次のとおりとする。

（１）開始・休止等届出受付業務

（２）開栓、閉栓業務

（３）開栓、閉栓手数料の徴収

（４）移動データ入力業務

第2項以下は省略。意見交換会にて全文提示。

## （漏水調査及び修繕に関する業務）

第１７条　漏水調査及び修繕に関する業務の内容は次のとおりとする。

（１）現場調査立ち会い業務

（２）漏水調査、修繕業務

（３）漏水対応報告書等作成業務

第2項以下は省略。意見交換会にて全文提示。

## （上水道施設の維持管理に関する業務）

第１８条　水道施設の維持管理に関する業務の内容は次のとおりとする。

（１）配水池・ポンプ場等巡回点検業務

（２）遠方監視システムを用いた施設管理業務

（３）設備点検保守業務

（４）腸内細菌検査業務

（５）塩素補充業務

（６）上水道施設環境保全業務

（７）設備更新計画の提案

第2項以下は省略。意見交換会にて全文提示。

## （給水装置工事に関する業務）

第１９条　給水装置工事に関する業務の内容は、工事申請受付業務及び工事完成の確認とする。

第2項以下は省略。意見交換会にて全文提示。

## （メーター器維持管理業務）

第２０条　メーター器維持管理業務の内容は次のとおりとする。

（１）メーター器修繕業務

（２）メーター交換業務

（３）交換データ入力業務

第2項以下は省略。意見交換会にて全文提示。

## （水質検査に関する業務）

第２１条　水質検査に関する業務の内容は次のとおりとする。

（１）末端水毎日検査業務

（２）採水及び水質検査業務

第2項以下は省略。意見交換会にて全文提示。

## （施設台帳更新業務）

第２２条　施設台帳更新業務の内容は次のとおりとする。

（１）上水道事業における配水池・ポンプ場及び管路施設の全てを対象とし、更新した施設情報について台帳の更新を行うこと。

以下は省略。意見交換会にて全文提示。

## （緊急時の対応）

第２３条　配水池及びポンプ場からの警報及び住民等からの通報があった場合には、速やかに現地にて状況及び原因について確認作業を行う。

第2項以下は省略。意見交換会にて全文提示。

# 第３章　工業用水道事業に係る業務の内容

## （工業用水道料金等賦課に関する業務）

第２４条　工業用水道料金等賦課に関する業務の内容は次のとおりとする。

（１）工業用水道料金算定業務

（２）納付書作成発行業務

第2項以下は省略。意見交換会にて全文提示。

## （工業用水道料金等徴収に関する業務）

第２５条　工業用水道料金等徴収に関する業務の内容は次のとおりとする。

（１）収納管理業務

（２）給水停止業務

第2項以下は省略。意見交換会にて全文提示。

## （メーター検針に関する業務）

第２６条　メーター検針に関する業務の内容は次のとおりとする。

（１）検針確認業務

（２）異常水量確認業務

第2項以下は省略。意見交換会にて全文提示。

## （給水開始・休止等窓口事務に関する業務）

第２７条　給水開始・休止等窓口事務に関する業務の内容は次のとおりとする。

（１）開始・休止等届出受付業務

（２）開栓、閉栓業務

（３）移動データ入力業務

第2項以下は省略。意見交換会にて全文提示。

## （漏水調査及び修繕に関する業務）

第２８条　漏水調査及び修繕に関する業務の内容は次のとおりとする。

（１）現場調査立ち会い業務

（２）漏水調査、簡易な修繕業務

（３）漏水調査、修繕等現場確認、施工及び監理業務

（４）漏水対応報告書等作成業務

第2項以下は省略。意見交換会にて全文提示。

## （工業用水道施設の維持管理に関する業務）

第２９条　工業用水道施設の維持管理に関する業務の内容は次のとおりとする。

（１）配水池・ポンプ場等巡回点検業務

（２）設備点検保守業務

（３）工業用水道施設環境保全業務

（４）設備更新計画の提案

第2項以下は省略。意見交換会にて全文提示。

## （給水装置工事に関する業務）

第３０条　給水装置工事に関する業務の内容は、第19条と同様の取り扱いとすること。

## （水質検査に関する業務）

第３１条　水質検査に関する業務の内容は次のとおりとする。

（１）甲が提示する水質検査計画に基づき、水質の法定検査を行うこと。

以下は省略。意見交換会にて全文提示。

## （緊急時の対応）

第３２条　配水池及びポンプ場からの警報及び住民等からの通報があった場合には、速やかに現地にて状況及び原因について確認作業を行う。

第2項以下は省略。意見交換会にて全文提示。

# 第４章　公共下水道事業に係る業務の内容

## （下水道使用料等賦課に関する業務）

第３３条　下水道使用料等賦課に関する業務の内容は次のとおりとする。

（１）料金システム保守業務

（２）下水道使用料算定業務

（３）納付書作成発行業務

（４）口座振替ＦＤ作成発送業務

第2項以下は省略。意見交換会にて全文提示。

## （下水道使用料等徴収に関する業務）

第３４条　下水道使用料等徴収に関する業務の内容は次のとおりとする。

（１）口座振替業務

（２）コンビニ収納業務

（３）収納管理業務

第2項以下は省略。意見交換会にて全文提示。

## （メーター検針に関する業務）

第３５条　排水メーター・認定水量検針業務に関する業務の内容は次のとおりとする。

（１）排水メーター・認定水量検針業務

（２）データ入力業務

第2項以下は省略。意見交換会にて全文提示。

## （排水設備開始・休止等窓口事務に関する業務）

第３６条　排水設備開始・休止等窓口事務に関する業務の内容は次のとおりとする。

（１）排水設備開始・休止等窓口事務に関する業務

（２）移動データ入力業務

第2項以下は省略。意見交換会にて全文提示。

## （公共下水道施設の維持管理に関する業務）

第３７条　公共下水道施設の維持管理に関する業務の内容は次のとおりとする。

（１）マンホールポンプ場等巡回点検業務

（２）設備点検保守業務

（３）設備更新計画の提案

第2項以下は省略。意見交換会にて全文提示。

## （排水設備工事に関する業務）

第３８条　排水設備工事に関する業務の内容は、工事申請受付業務及び工事完成の確認とする。

第2項以下は省略。意見交換会にて全文提示。

## （水質検査に関する業務）

第３９条　水質検査に関する業務の内容は次のとおりとする。

（１）特定事業所水質検査業務

（２）接続点水質検査業務

第2項以下は省略。意見交換会にて全文提示。

## （施設台帳更新業務）

第４０条　施設台帳更新業務の内容は次のとおりとする。

（１）公共下水道事業におけるマンホールポンプ場及び管路施設の全てを対象とし、更新した施設情報について台帳の更新を行うこと。

以下は省略。意見交換会にて全文提示。

## （緊急時の対応）

第４１条　マンホールポンプ場からの警報及び住民等からの通報があった場合には、速やかに現地にて状況及び原因について確認作業を行う。

第2項以下は省略。意見交換会にて全文提示。

# 第５章　農業集落排水事業に係る業務の内容

## （農業集落排水施設使用料等賦課に関する業務）

第４２条　農業集落排水施設使用料等賦課に関する業務の内容は次のとおりとする。

（１）料金システム保守業務

（２）農業集落排水施設使用料算定業務

（３）納付書作成発行業務

（４）口座振替ＦＤ作成発送業務

第2項以下は省略。意見交換会にて全文提示。

## （農業集落排水施設使用料等徴収に関する業務）

第４３条　農業集落排水施設使用料等徴収に関する業務の内容は次のとおりとする。

（１）口座振替業務

（２）コンビニ収納業務

（３）収納管理業務

第2項以下は省略。意見交換会にて全文提示。

こと。

## （メーター検針に関する業務）

第４４条　排水メーター・認定水量検針業務に関する業務の内容は次のとおりとする。

（１）排水メーター・認定水量検針業務

（２）データ入力業務

第2項以下は省略。意見交換会にて全文提示。

## （排水設備開始・休止等窓口事務に関する業務）

第４５条　排水設備開始・休止等窓口事務に関する業務の内容は次のとおりとする。

（１）排水設備開始・休止等窓口事務に関する業務

（２）移動データ入力業務

第2項以下は省略。意見交換会にて全文提示。

## （農業集落排水施設の維持管理に関する業務）

第４６条　農業集落排水施設の維持管理に関する業務の内容は次のとおりとする。

（１）処理場及びマンホールポンプ場等巡回点検業務

（２）設備点検保守業務

（３）設備更新計画の提案

第2項以下は省略。意見交換会にて全文提示。

## （排水設備工事に関する業務）

第４７条　排水設備工事に関する業務の内容は、工事申請受付業務及び工事完成の確認とし、第38条と同様の取り扱いとすること。

## （水質検査に関する業務）

第４８条　水質検査に関する業務の内容は次のとおりとする。

（１）甲が提示する水質検査計画に基づき、菅生処理場における水質の検査を行うこと。

以下は省略。意見交換会にて全文提示。

## （施設台帳更新業務）

第４９条　施設台帳更新業務の内容は次のとおりとする。

（１）農業集落排水事業におけるマンホールポンプ場及び管路施設の全てを対象とし、更新した施設情報について台帳の更新を行うこと。

以下は省略。意見交換会にて全文提示。

## （緊急時の対応）

第５０条　処理場及びマンホールポンプからの警報及び住民等からの通報があった場合には、速やかに現地にて状況及び原因について確認作業を行う。

第2項以下は省略。意見交換会にて全文提示。

# 第６章　災害時の対応

## （災害時における協力）

第５１条　地震や洪水等の災害時の対応は次の通りとする。

（１）災害時において、乙は甲の巡視等の協力要請に対応すること。

（２）協力要請の範囲は、甲乙協議により決定することとする。

（３）災害時におけるセンターの営業については、周辺の被害状況や業務従事者の安否確認等を踏まえ、甲と協議し決定することとする。

（４）乙は災害発生時の対応について、常日頃から体制を整えること。

（５）上記に係る体制表及び緊急連絡網等を作成し、甲に提出すること。

## （災害時における費用負担）

第５２条　地震や洪水等の災害時の費用負担は次の通りとする。

（１）災害発生直後の初動時における巡視等に係る費用は乙の負担とする。

（２）災害による施設の損傷が認められた場合の修繕費用は甲の負担とする。

（３）災害による異常が認められた場合の点検及び応急復旧は甲の負担とする。

（４）前項以外の費用は甲乙協議とする。

# 第７章　業務の履行

## （身分証明書）

第５３条　甲は、乙からの届出に基づき身分証明書及び現金取扱員証を作成し、乙に交付するものとする。

２　乙は、前項で交付された身分証明書及び現金取扱員証を総括責任者及び業務従事者に交付し、業務委託に従事するときは常に携帯させなければならない。

３　乙は、総括責任者及び業務従事者が退職した場合は、甲に対し速やかに身分証明書及び現金取扱員証を返還しなければならない。

## （服装）

第５４条　乙は、業務委託を履行するにあたり、常に名札を着用し清潔清楚な服装をしなければならない。

## （現地訪問の時間及び対応）

第５５条　現地訪問は、原則として営業所の営業時間内に行うものとし、営業時間外であっても社会通念上許容される時間帯であること。ただし、時間指定のあったとき又は至急の依頼があったものについては、柔軟な対応をとらなければならない。

２　現地訪問で使用者等の土地又は建物等に立ち入るときは、立ち入り目的を告げ、必要な範囲を超えて立ち入ってはならない。

３　業務委託の履行にあたっては、態度及び言葉遣いに十分注意するとともに、使用者等の誤解を招く言動をしてはならない。

## （業務に係る問い合わせの対応）

第５６条　業務に係る問い合わせ等の対応の内容は次のとおりとする。

（１）使用者等からの問い合わせ等は、その内容をよく聴取し、誠意を持って対応すること。回答に時間を要する場合は、連絡先を聴取し、日時を定め回答すること。

（２）特殊又は回答困難な内容の問い合わせ等は、その内容及び対応等を甲に報告し協議のうえ対応すること。

## （個人情報を含むデータ又は帳票類の取り扱い）

第５７条　乙は、個人情報を含むデータ又は帳票類は、汚損又は亡失することのないよう細心の注意を払って取り扱わなければならない。

２　乙は、甲から貸与を受けた物品は、破損又は亡失することのないよう十分注意して取り扱わなければならない。

３　乙は、上記について破損、亡失又は盗難等が発生したときは、速やかに甲へ報告するとともに、甲の指示に従い必要な措置をとらなければならない。

４　乙は、個人情報の流出防止対策等について管理体制を整備し、業務従事者に対し指導教育を行わなければならない。

５　甲は、乙が個人情報の取扱いを怠り、甲に損害を与えたときは、乙に対して損害賠償を求めることができる。

６　業務履行におけるデーファイリング及び保存方法について提案し、甲の承認を受けること。

## （貸与品等）

第５８条　甲は、業務委託にあたり必要と認められる物品を、乙に対し無償貸与することができる。

## （甲の保有するデータの取り扱い）

第５９条　甲の保有する台帳データについては、データ更新の都度乙に賃与する。

２　その他甲の保有するデータについては、甲乙協議により賃与することができる。

## （業務報告書の提出）

第６０条　乙は、業務委託を履行するにあたり、甲に対し随時又は定期的に業務報告書を提出しなければならない。

## （検査の実施）

第６１条　甲は、業務委託の一切に係る定期検査を行うものとする。また、乙に対し随時必要な資料等の提供を求めることができる。

## （印影の届出）

第６２条　乙は、業務委託の履行のために使用する印鑑及び業務従事者が使用する領収印の印影をあらかじめ甲に届け出なければならない。

## （業務専念義務）

第６３条　乙は、業務委託を履行中は他の営業行為に類することをしてはならない。

## （履行義務）

第６４条　乙は、仕様書等に明示されていない事項でも、業務の性質上当然必要なものは乙の負担で施行しなければならない。

## （秘密の保持）

第６５条　乙は、業務委託の履行に際し知り得た個人情報及びその他の事項を第三者に知らせ、又は不当な目的で利用してはならない。

２　乙は、電子計算機に入力されている情報並びに、この契約を履行するために用いた資料及びその結果について、甲の許可なく第三者に転写、閲覧又は貸し出し等をしてはならない。

３　乙は、業務委託完了後、甲の指示により保管を要するものを除き、その資料及び結果等を抹消、焼却及び切断等使用不能な方法により処分しなければならない。

４　乙が前号までの記載事項に違反し、個人情報及びその他の事項を漏えいし、又は不当に利用したときは、甲は委託契約を解除することができる。また、甲に損害を与えたときは、乙はこれを賠償しなければならない。

## （再委託）

第６６条　乙が業務委託の一部を第三者に委託する場合は、甲の承認を得ること。

## （第三者に及ぼした損害）

第６７条　乙は、業務委託の履行に伴い第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

# 第８章　その他

## （通信費及び光熱費）

第６８条　各事業の施設における光熱費及び通信費は、甲が負担するものとする。

## （付帯する業務）

第６９条　その他附帯する業務については、法令及び条例等に基づき乙の判断において処理すること。ただし、判断が困難な場合は甲と協議のうえ業務を遂行すること。

## （その他）

第７０条　この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。なお、協議が成立しないときは、甲の解釈によるものとする。